

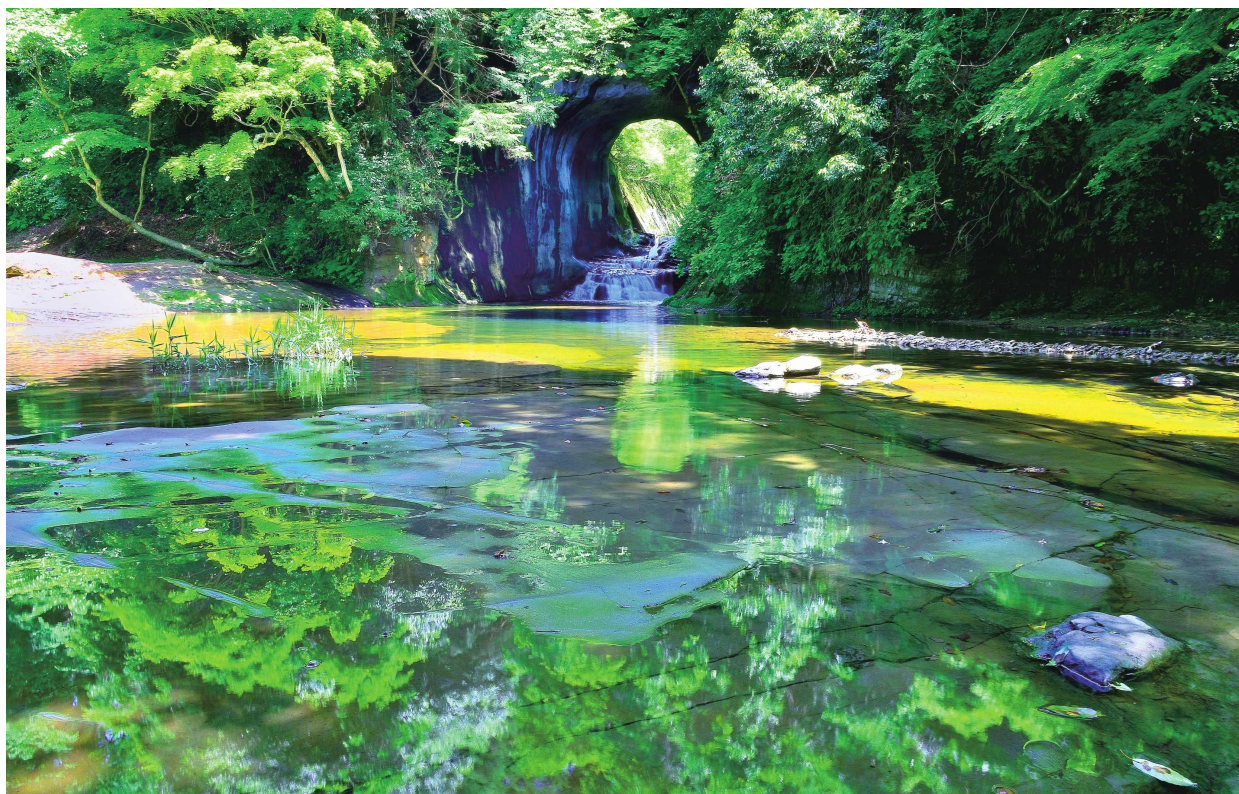
互助会だより

令和7年9月1日発行 第25号

全国町村議会議員互助会

〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 2F

TEL 03-3264-8172 FAX 03-3264-8308 E-mail : gojokai@nactva.gr.jp



濃溝の滝・亀岩の洞窟（千葉県君津市）

Contents

- 傷害総合保険の概要…… 2
- お支払いの事例／補償内容…… 3
- 新・団体医療保険の概要…… 4、5
- 健康コラム／大切な目の健康を守るために…… 6、7
- 全国町村議会議員互助事業のご案内／支払事例…… 8

全国町村議会議員互助会は、全国の町村議会議員の相互扶助を目的として、議員本人の死亡や高度障害または身体障害、病気やケガに関する補償事業を行っております。

「互助会だより」では、本事業の内容やお知らせを掲載しておりますので、ぜひご一読ください。皆様におかれましては、今後とも本会の事業にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

傷 害 総 合 保 険 の 概 要

団体補償制度傷害総合保険は、傷害総合保険普通保険約款に個人賠償責任補償特約、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、後遺障害等級限定補償特約（第 1 級～第 3 級）などをセットにした保険です。

本人型の場合は議員本人、夫婦型の場合は議員本人に加え配偶者のケガ、並びに日常生活における法律上の賠償責任に備える保険制度です。

なお、病気を主たる原因とするケガは、この保険の対象外となっております。

(1) 加入資格

- ① 現職議員の方等
現在、町村議会議員の方、町村議会事務局職員及び系統町村議会議長会職員の方
- ② 以前に町村議会議員であった方等
町村議会議員、町村議会事務局職員及び系統町村議会議長会職員であった方のうち、この保険の継続加入手続きをされた方

(2) 保険期間

- ① 毎年 7 月 1 日午後 4 時から翌年 7 月 1 日午後 4 時までの 1 年間。
- ② 中途加入の場合は、補償開始日（毎月 1 日）の午前 0 時から有効。
以後、脱退の申し入れがない限り、毎年自動継続となります。

(3) 掛金（保険料と事務運営費）及び掛金の支払方法（令和 7 年度・年 1 回払い）

掛 金 本人型 24,000 円

夫婦型 38,000 円

現職者は議会事務局で集金、退職者継続加入者は口座振替となります。

なお、中途加入者の掛金は月割りとなります。

(4) 補償内容

- ① 議員・退職議員本人の公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・海外を問わず補償されます。
- ② 入院保険金、通院保険金は 1 日目から治療費に関係なく支払われます。
- ③ 入院は、1,000 日目まで補償の対象となります。（通院は、事故の発生の日から 1,000 日以内の通院日数に対し 90 日が限度となります）
- ④ 地震等自然災害によるケガも補償の対象となります。
- ⑤ ご家族全員の、日常生活の法律上の賠償責任も補償します。

※この案内は概要を説明したものです。詳しい内容はパンフレットをご参照ください。

お 支 払 い の 事 例

■ ケガ

- 車での移動中に単独事故を起こし、首を痛めた



お支払保険金
約18万円

※実際のお支払いは、入院日数、通院日数、手術有無によって異なりますのでご注意ください。

- 雪かきを行っていた際に滑って打撲、背中や腰を痛めた



お支払保険金
約20万円

■ 個人賠償責任

- 庭の整備のため草刈り機を使用中、飛び石により他人の車を傷付けてしまった



お支払保険金
約33万円

※実際のお支払いは第3者に与えた損害賠償金額に応じて行いますのでご注意ください。

- 同居の孫が隣家の窓を壊してしまった



お支払保険金
約7万円

補 償 内 容

加入タイプ
ケガの補償の対象者
補償内容
ケガによる死亡
ケガによる後遺障害
入院
手術
通院
個人賠償責任
保険料
事務運営費
掛金（保険料＋事務運営費）

本人型
加入者（議員・退職議員）本人
保険金額
1,015 万円
1,015 万円限度
日額 4,000 円
＜重大手術の場合＞ 入院保険金日額の 40 倍
＜重大手術以外の場合＞ 入院中の手術：入院保険金日額の 20 倍 外来の手術：入院保険金日額の 5 倍
日額 2,500 円
最高 2 億円 （自己負担なし）
22,000 円
2,000 円
24,000 円

夫婦型
加入者（議員・退職議員）本人
配偶者
保険金額
1,015 万円
415 万円
1,015 万円限度
415 万円限度
日額 4,000 円
日額 4,000 円
＜重大手術の場合＞ 入院保険金日額の 40 倍
＜重大手術以外の場合＞ 入院中の手術：入院保険金日額の 20 倍 外来の手術：入院保険金日額の 5 倍
日額 2,500 円
日額 2,500 円
最高 2 億円 （自己負担なし）
36,000 円
2,000 円
38,000 円

保険期間 1 年、団体割引 25%・過去の損害率による割増率 割増 35%、職種級別 A 級、天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約（第 1 級～第 3 級）、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット、年払

新・団体医療保険の概要

新・団体医療保険は、団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等をセットしたもので、「病気」等を補償する保険です。

令和5年度から、保険内容を刷新し、新しく3種類（びょうき がん 介護）の保険を策定いたしました。3種類すべての保険にご加入することもできますし、いずれか1種類の保険にご加入することもできます。

保険期間は、毎年1月1日午後4時から翌年1月1日午後4時までの1年間となっており、保険が開始される1月1日現在「満79歳」までの方が加入できます。なお、「満79歳」までにご加入されていた場合、「満89歳」まで継続してご加入することができます。

一度ご加入いただくと、保険契約は自動的に更新されますので、お手続きは不要です。ただし、ご加入内容の変更や脱退をご希望する場合には、お手続きが必要となります。

この保険に初めてご加入されるときには、「告知書」の提出が必要となります。

(1) 加入資格

- ① 現職議員の方等
現在、町村議会議員の方、町村議会事務局職員及び系統町村議会議長会職員の方
- ② 以前に町村議会議員であった方等
町村議会議員、町村議会事務局職員及び系統町村議会議長会職員であった方のうち、この保険の継続加入手続きをされた方
- ③ 上記の配偶者の方

(2) 補償内容

1. びょうきの保険（金額については下記の表をご覧ください。）

- ① 病気で入院されたとき
保険期間中に疾病を被り、入院されたときに保険金をお支払いします。日帰り入院も対象となります。
・ 1回の入院につき120日がお支払いの限度日数となります。
・ 初めて保険に加入されてから継続されて加入されている期間を通算して1,000日が保険金お支払いの限度日数となります。
- ② 病気による手術をされたとき
保険期間中に疾病を被り、手術をされたときは、一部の軽微な手術を除き、保険金をお支払いします。
- ③ 病気により高度障害となったとき
保険期間中に病気により所定の高度障害状態に該当し、その日を含めて30日を超えて生存し、回復の見込みがないことが明らかであるときに保険金をお支払いします。
- ④ 先進医療を受けたとき
保険期間中に傷害または疾病により先進医療等（先進医療および臓器移植術）を受けた場合に、保険金をお支払いいたします。
- ⑤ 入院後に通院されたとき
保険期間中に病気で4日を超えて入院され、退院後に通院されたときに90日を限度に保険金をお支払いいたします。
- ⑥ 死亡された場合の葬祭費用
保険期間中に病気により入院され、その後死亡されたときは、親族が負担する葬祭費用をお支払いいたします。（80歳以上はお支払いの対象になりません）

病気で入院されたとき	日額 5,000円
病気入院中に手術されたとき (1回につき)	重大手術 200,000円 重大手術以外 100,000円 外来手術 25,000円
病気により高度障害となったとき	100万円
先進医療を受けたとき	かかった費用（上限500万円）
入院後に通院されたとき	日額 3,000円
死亡されたとき	かかった費用（上限100万円）

2. がんの保険（金額については下記の表をご覧ください。）

- ① 初めてがんと診断されたとき
保険期間中に初めてがんと診断されたとき、またはがんと診断され治療を目的に入院を開始された場合に保険金をお支払いいたします。
- ② がんで入院されたとき
保険期間中にがんで入院されたときは、入院1日につき、保険金をお支払いします。日帰り入院も対象となります。
- ③ がんで手術をされたとき
保険期間中にがんによる手術をされたときは、一部の軽微な手術を除き、保険金をお支払いします。
- ④ 先進医療を受けたとき
保険期間中に傷害または疾病により先進医療等（先進医療および臓器移植術）を受けた場合に、保険金をお支払いいたします。
- ⑤ 外来治療を受けたとき
がんと診断され、がんの外来治療を受けた場合に120日を限度に保険金をお支払いいたします。
- ⑥ 抗がん剤治療を受けたとき
がんと診断され、抗がん剤治療を開始した場合、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに60日を限度に保険金をお支払いいたします。

がんと診断されたとき	100万円
がんで入院されたとき	日額 5,000円
がん入院中に手術されたとき (1回につき)	重大手術 200,000円 重大手術以外 100,000円 外来手術 25,000円
先進医療を受けたとき	かかった費用(上限500万円)
外来治療を受けたとき	日額 3,000円
抗がん剤治療を受けたとき	月額 5万円

3. 介護の保険（金額については下記の表をご覧ください。）

- ① 介護一時金
所定の要介護状態が90日を超えて継続した場合、もしくは要介護2～5の認定を受けた場合に保険金をお支払いいたします。
- ② 軽度認知障害等一時金
軽度認知障害(MCI)または認知症と診断確定された場合に保険金をお支払いいたします。

介護一時金	300万円
軽度認知障害等一時金	30万円

【ご注意】

- ①日帰り入院とは、たとえば日帰り手術のため手術当日に入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
- ②先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kanan.html>)
- ③令和4年度以前の団体医療保険（病気による入院及び手術に対する保険）につきまして、現在ご加入されている方は引き続き継続してご加入できますが、新規の募集は行っておりません。
- ④この案内は概要を説明したものです。詳しい内容はパンフレットをご参照ください。

大切な目の健康を守るために

- 01 気になる症状は目の病気を教えるサインかも
- 02 目を酷使う生活は目の病気のもとになる
- 03 おもな目の病気の原因と治療法を知ろう



こんな症状、ありませんか？

- ・感情とは無関係に涙が出てしまう
- ・目の奥が痛い
- ・まわりのものがかすんで見える
- ・最近、ひどくまぶしく感じる
- ・視野の一部が暗い
- ・ものがゆがんで見える

調子が良いとき、私たちはとくに「目」を意識することなく、「見えて当たり前」の毎日を送っています。しかしスマホの普及によって、知らないうちに生活の中で目を酷使うケースがとて増えているのです。そして目の病気の中には、気づかぬうちに進み、いつしかもとの状態に戻すことがとても難しくなっているものもあります。たとえば「感情とは無関係に涙が出てしまう」のと「目の奥が痛い」のは**ドライアイ**、「ひどくまぶしく感じる」のと「まわりのものがかすんで見える」のは**白内障**、「視野の一部が暗い」のは**緑内障**、「ものがゆがんで見える」のは**加齢黄斑変性**の疑いがあります。気になる症状は放置せず、適切に対応しましょう。

目を酷使う生活は目の病気のもと！

パソコンやスマートフォンなどデジタル機器にあふれた生活は目の負担をふやしがちです。とくに発症することが多いのは「目がしょぼつく」「目が重い」「目の奥が痛い」「涙が勝手に出る」などの症状があり、角膜障害を招くこともある**「ドライアイ」**です。その原因は多岐にわたります。パソコン上での作業に集中するあまり、まばたきが減少すれば涙量が減りますし、ディスプレイ画面の青色光（ブルーライト）を長時間浴びることにもなって、ともに発症の原因となります。また夏はエアコンの風、冬は湿度の低下によって発症することもあります。

ドライアイは意識的にまばたきの回数を増やすことで予防が可能です。また発症後は「たかが目の乾燥」と甘く見ず、検査を受けて原因を調べるのが大切です。

応急処置として使用する目薬にも注意が必要です。市販の目薬の場合、保存料が逆に角膜障害を引き起こすことがあるので、医療機関で処方される保存料無添加の医療用点眼剤を使用しましょう。

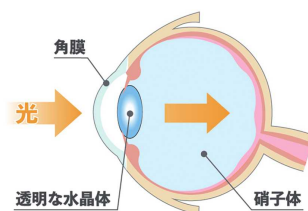


さまざまな目の病気

まぶしく感じる・かすんで見える ⇒白内障かも？

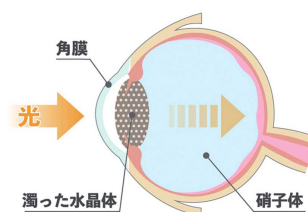
マスクを着用すると吐く息で眼鏡のレンズが曇った経験、誰にでもあると思います。これと似た現象が目に関わり、目のレンズの役割をする水晶体が濁ってしまったのが**白内障**です。もちろん目の病気のひとつですが、じつは年を重ねる中で誰にでも訪れる自然な変化です。この病気に関しては治療を急ぐ必要はそれほどありません。治療法はひとつだけ、経年劣化して濁った水晶体を取り除き、かわりに新たな眼内レンズを入れるだけです。簡単な手術ですので 20 分程度で終了します。片目ずつ、数日間のあいだをあけて行います。

正常な眼球



透明な水晶体は光を十分に通します。

白内障の眼球



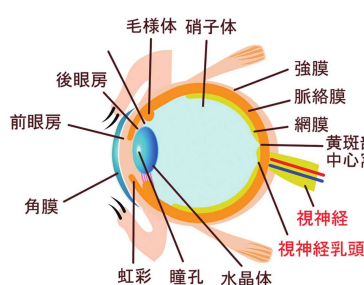
水晶体が濁り、光が通りにくくなります。

視野の一部が暗い⇒緑内障かも？

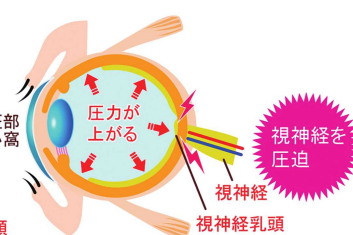
視野に欠けが出て少しずつ見える部分が減っていき、最後には失明してしまう病気が**緑内障**です。加齢とともに人の眼圧は増加しますが、その圧力によって視神経が傷ついてしまうのです。視野に欠けが出て脳は見えない部分を補正して1つの像として認識するため、患者の 9 割に自覚症状はないといわれています。統計上、40 歳の日本人の男女の 5 %は緑内障を発症している

ようで、早期発見が大切です。なお、すでに生じてしまった障害は回復できず、治療目標は現状維持となります。治療法は眼圧を下げることで、点眼薬、レーザー照射、手術の三本柱で行います。

正常な目



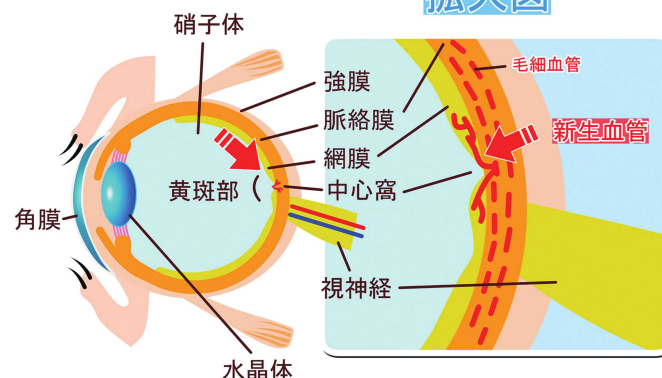
緑内障



ものがゆがんで見える⇒加齢黄斑変性かも？

黄斑(おうはん)というのは目の表面の逆、眼底にある網膜の中心の黄色い部分のことです。この部分が加齢によって変性することを「**加齢黄斑変性**」と言います。メインの症状はものがゆがんで見えることですが、時には視野の中心部が黒く見えたり、シンプルに視力が急に低下したりします。欧米の高齢者に多い病気とされてきましたが、近年は日本人の患者も増えています。ほとんどは片目ずつ発症すること、病気の進行が早いことが特徴で、早期治療はマストです。レーザー治療が一般的でしたが、最近は眼球への薬剤注射(痛みなし)が主流になりつつあります。

拡大図



全国町村議会議員互助事業のご案内

全国町村議会議員互助事業は、町村議会議員の相互扶助を目的として、町村議会議員の皆様に対して、万一の時の保障をするための事業です。

保 障

- ① ケガや病気で死亡した時に互助金を支給します。
- ② 所定の高度障害状態に該当した場合に互助金を支給します。
- ③ 交通事故など不慮の事故によるケガや所定の感染症を直接の原因として死亡した時に特別互助金を支給します。
- ④ 交通事故など不慮の事故によるケガを直接の原因として身体障害となった時に、障害の状態によって給付割合を乗じた障害給付金を支給します。

給 付 金

【加入互助金額】10万円から200万円まで

⇒10万円から100万円まで10万円単位と150万円・200万円に加入できます。

掛 金 / 配 当 金

【掛 金】10万円につき掛金1,700円(年額)

(例) 加入互助金額 100万円の場合

掛金 17,000円(1ヶ月 約1,400円)

【配 当 金】 掛金に剰余金が生じた場合は配当金を還付します。

加 入

- ・ 全国の町村議会議員の皆様がご加入できます。
- ・ 毎年5月1日時点で85歳6ヶ月までご加入できます。
- ・ 原則、所属議会議員全員の加入申込となります。
- ・ 中途加入も可能です。

※ 新規(増額)加入の場合、過去の傷病歴や現在の健康状態、持病などの告知に基づく審査があります。

【支払事例】 ※ 下記は事例であり、実際のお支払は事故状況や損害の状況によります。

① ガンにより死亡【互助金80万円加入 掛金13,600円】

⇒ 互助金80万円支払い

② 車を運転中にトラックと衝突して死亡【互助金50万円加入 掛金8,500円】

⇒ 互助金・特別互助金 計100万円支払い (内訳: 互助金50万円 特別互助金50万円)

③ 農作業中に農機具に腕を挟まれ、上腕切断【互助金100万円加入 掛金17,000円】

⇒ 障害給付金50万円支払い (特別互助金 給付割合50%)